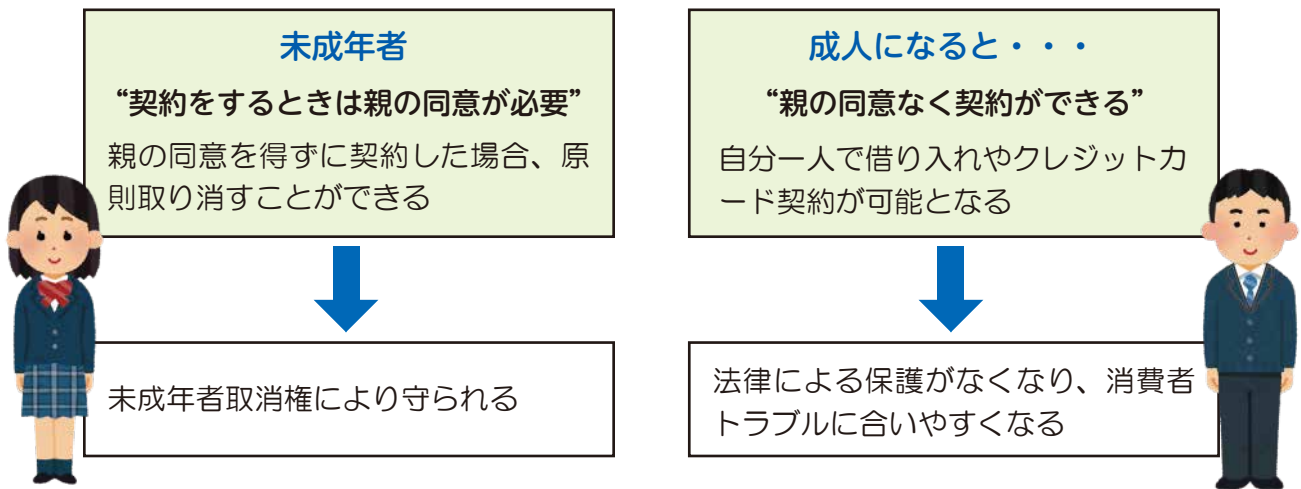


消費生活センターだより

成年年齢引き下げ～18歳から大人～

令和4年4月1日から民法の一部を改正する法律が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられます。これにより、一人で有効な契約をすることができる年齢も20歳から18歳に引き下げとなります。どんな影響があるのでしょうか？



～考えられる要因～

- ・ 契約に関する知識や経験が乏しく、内容をよく理解せず、安易に契約を結んでしまう。
- ・ 法律による保護のない成人になりたての若者を狙い打ちにする悪質な業者の存在。

☆契約についてクイズにチャレンジしてみましょう☆

問題

17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- ① 取り消すことはできない。
- ② 未成年者取消しができる。
- ③ 保護者が取り消しを求めたときのみ未成年者取消しができる。



【クイズ解答とポイント解説】

- 社会経験の少ない未成年者が法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。
- 未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできます。
- 取消しにより、未成年者は受け取った商品があれば事業者へ返品し、支払った代金があれば返金されます。

※ただし、小遣いの範囲の少額な契約、結婚をしている者、成人であると積極的にウソをついたり、法定代理人の同意があるとウソをついたりした場合等は、未成年者取消しができません。

答. ②未成年者取消しができる。

鈴鹿亀山消費生活センター 最近の相談事例

当センターにはさまざまな消費者に関する相談が寄せられています。
その中でも、最近多数寄せられている相談内容をご紹介します。

火災保険申請サポート契約について

〇〇協会等と名乗る業者から「過去に発生した台風被害の保険金請求の期限がまわっている。屋根等の調査をさせてもらえないか」と突然電話があった。

後日、家にやってきて「ドローンを飛ばすので、屋根を見せてもらえないか。修理が必要であれば、火災保険を使い無料で修理ができる」とすすめられ、保険金申請サポートの契約を締結した。

その後、業者から届いた修理の見積書をみたところ、あまりに高額であったため怖くなり保険会社への請求を取りやめると伝えたところ、高額な違約金を請求された。



被害にあわないために

- ★無料で「調査する」「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しない。
- ★せかされてもその場ですぐに保険金申請サポート等の契約をしない。
- ★火災保険の申請を前提とした勧誘には応じない。
- ★家族や周囲の方による見守り、家族や周囲の方と緊密に連絡をとり、トラブルを防ぐ。

※こうした訪問販売では、クーリング・オフ（契約解除）ができる場合があります。訪問販売のクーリング・オフができる期間は8日間です。トラブルになった場合は、すぐに消費生活センターへ相談してください。

令和3年度 当センターへの相談件数（合計66件）
4月 4件、5月 28件、6月 23件、7月 11件
上記のうち、クーリング・オフ12件、自主交渉のアドバイス 54件の結果となりました。



《お知らせ》

鈴鹿亀山消費生活センターは令和3年11月1日(月)に移転します。
移転場所 鈴鹿ハンターショッピングセンター 2階
詳しくは次号（11月発行）にてお知らせします。

～消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込みは鈴鹿亀山消費生活センターへ～

住所：鈴鹿市算所一丁目3番3号 鈴鹿農協平田駅前支店2階

TEL:059-375-7611 FAX:059-370-2900

【平日 午前9時～午後4時まで(祝日・年末年始を除く)】

◎土・日・祝日(年末年始を除く)は「消費者ホットライン」^{いやや!}188番へ

<発行元>鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿亀山消費生活センター